

[事案 2025-95] 契約無効等請求

・令和7年12月19日 裁定打切り

<事案の概要>

自分が契約したものであること等を理由に、契約の無効等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

昭和53年1月に生存給付金付定期保険（契約①）を契約し、昭和55年9月に養老保険（契約②）を契約し、昭和60年4月に契約②を終身保険（契約③。傷害特約、災害入院特約、入院医療特約（以下「本特約」）付加）に転換した。その後、同年11月に本特約を本人型から本人・妻子型に特約変更し、平成元年12月中旬に契約③を解約した。

自分の長女が昭和60年9月から同年10月まで入院したため、平成元年12月上旬に契約③および本特約にもとづき、入院給付金等を請求したが、本特約の「本人・妻子型」への変更以前の入院であることを理由に、支払われなかった。

しかし、以下の理由により、契約①②については、契約を無効とし既払込保険料の返還を求める。また、本特約にもとづく入院給付金の支払いを求める。

- (1) 契約①②を契約したことはない。契約関係書面の署名は自分のものではなく、勤務先の名称が誤っており、親権者の記載がない。
- (2) 契約③については、転換ではなく新しい契約であると認識していたものであり、本特約については、契約当初から本人・妻子型として契約をしたものである。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約は、いずれも30年以上前の契約で、契約書類等も保存されておらず、募集人はすでに死亡しているため、事実確認は困難である。
- (2) 契約①②は、申立人の成人前の契約であり、親権者が契約したものであると考えられるため、申立人が認識していないとしても不合理ではない。また、申立人の主張にもとづけば、保険料の出捐者は申立人ではない。
- (3) 契約②から契約③への転換により、契約②は追認がなされている。
- (4) 本特約は、申込書の記載の通り、契約当初は本人型であったものである。特約変更時の書類は保管期間を経過しており、保存していない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の経緯等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 契約①②の契約の成否を判断するためには、契約申込時の経緯について明らかにする必要があるが、契約①②はいずれも約40年以上前に締結された契約であり、申込書以外の客観的な証拠は存在せず、また、契約に関与したと思われる申立人の両親および募集人はいずれも亡くなっていて事情を確認することができない。
- (2) 申立人が主張する給付金請求権の存否を明らかにするには、この点に関する経緯を明らか

にする必要があるが、契約③は30年以上前に締結された契約であり、申立人の主張する内容を根拠づけるような客観的な証拠は存在せず、また、本特約の申込みに関与した募集人も亡くなっているため、契約③の契約時の経緯を明らかにすることは困難である。